

ふるさと“ながの”応援寄附（長野市版ふるさと納税）PR品募集要項

1 目的

長野市の多様な魅力を伝え、地元特産品等のPRや販売促進を図るとともに、ふるさと“ながの”応援寄附の寄附者とのつながりを深めていくことを目的に提供される品物やサービスを長野市のPR品と定義し、寄附者に贈呈する長野市のPR品を募集する。

2 PR品提供事業者の要件

次に掲げる要件を全て満たしている者

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場・畑等の生産拠点のいずれかが長野市内にある企業・団体若しくは農業生産者であること、又は委託事業者が推薦し長野市が承諾した者であること
- (2) 各種法令規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること
- (3) 代表者及び役員、又はその親族について、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員が含まれていないこと
- (4) PR品の品質等に関して苦情や問題等が生じた場合は、責任を持って対応し、解決に努めるとともに、内容について、委託事業者へ必ず報告できること
- (5) 在庫数や出荷時期など登録情報に変更が生じたときには、委託事業者と遅滞無く連絡を取り合えること
- (6) インターネットを閲覧でき、メールを介した受注体制が整っていること
- (7) 市税の滞納が無いこと

3 業務内容

PR品提供事業者として、次の業務を行うものとする。

- (1) PR品の登録や在庫管理、クレーム対応については、委託事業者と連絡を取り合い対応すること
- (2) PR品の品質等に関するクレーム等で、商品の回収や再配送、補償等が必要となり、市が対応を求めた場合、PR品提供事業者の負担として対応すること
- (3) 長野市がチラシや案内状等をPR品に同封を求めた場合、これに協力すること
- (4) 複数のポータルサイトにPR品を掲載する場合は、サイト間の在庫調整をすること

4 募集するPR品

募集するPR品は総務省の定める地場産品基準等及び次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 長野市内で生産されたもの
- (2) 重量若しくは付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合で、長野市内で生産された原材料を用い、生産されたもの
- (3) 重量若しくは付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合について、製造、加工

その他の工程を長野市内で行ったもの

- (4) 長野市内で生産されているが、近隣市町村で生産されたものとの混在が避けられないもの
- (5) 長野市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもので、長野市の独自のPR品であることが明白なもの
- (6) 前各号に該当するPR品と当該PR品との間に関連性のあるものとは合わせて提供するものであって、当該PR品が主要な部分を占めるものであること。
- (7) 長野市内で提供されるサービスや体験であるもの
- (8) 長野市外で提供されるサービスや体験であり、その主要な部分について長野市内で生産若しくは製造等されたものを相当程度使用しているもの
- (9) 近隣の他の市町村と共同で、それらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通のPR品とするもの
- (10) 長野県から、長野市のPR品として提供するための認定を受けたもの

5 PR品の登録条件

PR品提供事業者は、PR品を長野市へ提案するに当たり、次の条件を確約するものとする。

- (1) 同一商品について、原則として20個口提供可能であること
ただし、一般的に入荷が困難な品物であり、限定することにより魅力が高まるものについては、この限りではない。
- (2) 味覚や品質、体験内容など、長野市の魅力を発信すると自信を持って推薦できるものを提供すること
- (3) 加工食品については、食品表示法に基づく表示を行い、期限期間内の3分の1以内に出荷すること
- (4) 複数日の宅配期間に耐えうる商品であること（冷蔵・冷凍選択可）
- (5) 長野市が求める場合には、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること
- (6) 長野市が求める場合には、出荷予定の商品についてサンプルを提供できること
- (7) 青果として提供する果物については、原則として品種まで指定して提供できること
- (8) 仕入状況により条件に合った品物の提供ができない可能性がある場合は、寄附者が誤解しないようにその説明を行うこと
- (9) 事前に委託事業者と十分な調整を行い、提案を行うこと
- (10) ふるさと納税に係る指定制度の変更があった場合には、基準に沿った対応を行うこと

6 優先的に紹介するPR品について

次のPR品については、カタログや新規寄附受付窓口での掲載など各種広報において、優先的に取り扱う場合がある。

- (1) 寄附募集事業に関係性があるもの
- (2) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの

- (3) 広報の効果を高めると考えられるもの
- (4) 広報の主体者から求めのあったもの

7 PR品の価格設定について

寄附金額ごとに設定するPR品の価格については、次のとおりとする。

- (1) PR品提供事業者は、PR品を長野市へ提案し、長野市はPR品として登録する価格が2.5割を超えない範囲で、寄附金額を定める。
- (2) 寄附金額は、千円を下回る端数の設定は行わない。

8 費用負担

商品の代金及び送料は、長野市が負担する。

商品の梱包に係る費用及び委託事業者が商品の代金を毎月支払う際の振込手数料は、PR品提供事業者の負担とする。

寄附者から商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合に係る費用は、原則としてPR品提供事業者の負担とする（ただし、配送時の瑕疵による場合はこの限りではない）。

9 長野市PR品提供事業者としての登録

PR品提供事業者説明会への参加若しくは委託事業者から直接説明を受けることにより、PR品提供事業者としての責務を理解した上で、別紙「長野市PR品提供事業者エントリーシート」及び「誓約書」を長野市企画課へ書面で提出をする。

また、登録内容に変更が生じた場合は、変更後速やかに、別紙「長野市PR品提供事業者登録内容変更シート」を長野市企画課へ書面で提出する。

書面送付先：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市 企画課 ふるさと納税PR品受付担当 宛

10 募集期間

応募受付については、随時行う。

11 PR品の登録

掲載を希望するポータルサイトを管轄する委託事業者の指示に従った提案を行い、調整が完了した品物やサービスが、長野市の魅力を伝えるPR品として基準を満たしていると判断した場合に、ふるさと“ながの”応援寄附のPR品として登録する。なお、ポータルサイトごとに登録方法が異なるため、複数のポータルサイトへの掲載を希望する場合は、それぞれの委託事業者の指示に従うものとする。

登録の期間は、登録決定日から1年間とする。なお、事前に特段の申し出が無い場合は、登録を1年間更新する。

12 PR品の登録内容変更

登録されたPR品等内容に係る変更があった場合は、変更を要するポータルサイトを管轄する委託事業者と掲載内容を調整し、速やかに必要とするデータの提供を行うものとする。

なお、商品価格の上昇、内容量の減少等の変更は認めないので、見直し前のPR品の登録の停止を申し出るとともに、見直し後の条件により新規登録をするものとする。

13 PR品登録の停止

次の場合は、PR品の登録を停止する。

- (1) PR品提供事業者が、登録停止希望日を含め30日前までに長野市へPR品の登録停止を申し出た場合
- (2) 登録期間を定めているPR品について、定めた期間を満了し、次期の登録の意思がない場合
- (3) 登録内容に虚偽があった場合
- (4) 長野市もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があった場合
- (5) ふるさと“ながの”応援寄附（長野市版ふるさと納税）PR品募集要項および総務省が定める地場産品基準等に定める要件を満たさなくなった場合
- (6) PR品の品質等に対し、寄附者からクレームが寄せられ、PR品提供事業者の責任が重いと長野市が判断した場合
- (7) PR品として登録された日から1年間に1件も注文が無い場合
- (8) 同一若しくは酷似するPR品が複数生じ、価格、品質、内容量による比較ができる時には、より好条件のPR品に揃えることとし、その対応がとれない場合
- (9) 他社の商品を明らかにして取り扱う場合に、長野市のふるさと納税のPR品とすることについて、その会社から停止を申し入れられた場合

14 委託事業者

次の事業者は、それぞれが管轄するポータルサイトの掲載に向けたPR品の調整とふるさと納税確保に向けて必要な業務と提案を行う。

- (1) 全国農業協同組合連合会
管轄ポータルサイト：JAのふるさと納税、ふるさとチョイス
- (2) 全農ECソリューションズ株式会社
管轄ポータルサイト：JAのふるさと納税、ふるさとチョイス
- (3) 株式会社さとふる
管轄ポータルサイト：さとふる
- (4) レッドハウスコーポレーション株式会社
管轄ポータルサイト：楽天のふるさと納税、au PAYふるさと納税